

議員提出議案第2号

三木市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

三木市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり三木市議会会議規則（昭和47年三木市議会規則第1号）第13条の規定により提出します。

令和3年9月1日

三木市議会議長 大西秀樹様

提出者

三木市議会議員 穂積豊彦

同 中尾司郎

同 松原久美子

同 大眉均

同 新井謙次

賛成者

三木市議会議員 泉雄太

同 岸本和也

同 内藤博史

同 板東聖悟

同 堀元子

同 古田寛明

三木市条例第 号

三木市議会委員会条例の一部を改正する条例

三木市議会委員会条例（昭和47年三木市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「7人」を「6人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三木市議会委員会条例(昭和47年条例第39号)新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(議会運営委員会の設置) 第4条 (略) 2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>7</u>人とする。 3 (略)</p>	<p>(議会運営委員会の設置) 第4条 (略) 2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>6</u>人とする。 3 (略)</p>

(下線の部分は改正部分)